

本会では、1月22日(火)に大館市で、また、1月24日(木)は秋田市で、それぞれ会員組合の監事を対象とした会計監査セミナーを開催しました。

講師の宇佐見康伸税理士からは、監査の目的や監事の役割及び責任、監査手順、監査方法等について詳細な解説が行われ、特に、「監事の責任」と「決算関係書類(財産目録、貸借対照表、損益計算書並びに剰余金処分案(損失処理案))の監査方法」について重点的に説明が行われました。

なお、会計監査のポイント及び留意点等は、以下のとおりです。



【セミナーの様子】

【監事の責任】

監事には、その任務を怠ったとき、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任や第三者に対する損害賠償責任等があります。

1 決算関係書類の監査

(1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書

- ① 総勘定元帳残高との突き合わせの結果は符号しているか。
- ② 形式、区分、科目の表示・配列などは適当か。
- ③ 会計基準に準拠して作成しているか。

(2) 剰余金処分案(損失処理案)

- ① 処分方法は、法令、定款に違反していないか。
- ② 処分には内部留保が考慮されているか。
- ③ 積立金の種類、積立額は法令、定款、決議に違反していないか。
- ④ 出資配当金の率及び計算は適当か。利用分量配当の基準は適当か。
- ⑤ 法令、定款に定めた処分方法に則って積立金の取り崩しが行われているか。
- ⑥ 会計基準に準拠して作成しているか。

2 証憑等の突き合わせ

証憑については、内容が真実なものであるか、適正なものであるか、計算が正確であるか、日付や宛名が適正か、責任の承認の下に処理されたものであるか等を確認します。

さらに、証憑と伝票との照合、関係帳簿との突き合わせ、総勘定元帳との照合を行います。

3 実査

実査は、資産等の実在性及び数量を確認するため直接確認するもので、現金、手形、預金証書、有価証券等を対象に行います。特に、現金については、監査日現在の実在高も確認します。

預金等については、残高証明書と突き合わせをするとともに、通帳・預金証書等について直接確認を行います。

4 監査期間について

監査期間である「4週間」は、監査に十分な時間をかけて行うために、中小企業等協同組合法で明確に規定されているため、定款等で短縮することはできません。

ただし、監査が終了した時点で監査期間は終了となり、例えば、監査が1日で終了し、監事から監査報告書が提出されれば、「4週間」が「1日」に短縮されたことになります。